（不動産登記規則の準用）

第十三条　不動産登記規則第一条（第三号から第六号までに係る部分に限る。）、第二条第一項、第三条（第一号、第二号（イからニまでに係る部分を除く。）、第四号、第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第五条第一項及び第二項、第七条前段、第十八条（第一号、第八号、第九号、第十一号、第十二号、第二十二号、第二十五号から第三十号まで、第三十三号及び第三十四号に係る部分に限る。）、第十八条の二第一項、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項（第七号に係る部分に限る。）及び第二項、第二十七条の六（第一号及び第三号を除く。）、第二十七条の七（第四号を除く。）、第二十八条（第八号、第十号、第十五号、第十七号及び第十八号に係る部分に限る。）、第二十八条の二（第一号の二及び第六号を除く。）、第二十九条、第三十一条第二項、第三十四条第一項（第一号及び第六号から第八号までに係る部分に限る。）、第三十六条第四項、第三十七条、第三十七条の二、第三十八条、第三十九条、第四十一条から第四十五条まで、第四十六条（第三項を除く。）、第四十七条（第三号イ(2)から(6)まで、ハ及びニを除く。）、第四十九条第一項、第五十条から第五十五条まで、第五十六条（第三項及び第四項第四号を除く。）、第五十七条から第六十三条まで、第六十四条（第一項第四号を除く。）、第六十五条（相続に係る部分及び第二項第五号ニを除く。）、第六十六条、第六十八条（相続に係る部分、第一項第五号ニ及び第七項後段を除く。）、第六十九条、第百四十六条、第百四十八条から第百五十一条まで、第百五十二条第一項、第百五十三条から第百五十五条まで、第百六十四条、第百八十一条（第二項第三号から第六号までを除く。）、第百八十二条の二、第百八十三条第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第二項、第百八十五条、第百八十六条、第百八十八条、第百九十一条、第百九十二条、第二百三条第二項並びに第二百五条第三項の規定は、企業価値担保権に関する登記について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第一条第三号	不動産登記法（以下「法」という。）	事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第二百二十三条において読み替えて準用する不動産登記法（以下「準用不動産登記法」という。）
第一条第四号及び第五号並びに第五十一条第一項	法第十八条第二号	準用不動産登記法第十八条第二号
第一条第六号	不動産登記令（以下「令」という。）	事業性融資の推進等に関する法律施行令（令和七年政令第二百四十三号）第十五条において読み替えて準用する不動産登記令（以下「準用不動産登記令」という。）
第二条第一項	第四条第四項の甲区又は乙区	企業価値担保権区
第三条第一号	登記名義人の氏名若しくは	企業価値担保権者の
第三条第二号	次に掲げる登記その他の法	準用不動産登記法
第二十八条第十号	権利に関する登記の申請情報及びその添付情報	企業価値担保権に関する登記の申請情報及びその添付情報（申請情報以外の情報であって申請書類につづり込まれたものを含む。）

受付の日から十年間	準用不動産登記令第九条	受付の日から三十年間（第二十一条第二項において準用する第二十条第三項の規定により申請書類つづり込み帳につづり込まれたものにあっては、電磁的記録に記録して保存した日から三十年間）
	準用不動産登記令第十条	令第九条
	準用不動産登記令第十二条第一項及び第二項	令第十条
	事業性融資の推進等に関する法律施行令第十六条第一項第一号、第三号及び第五号イ並びに準用不動産登記令第十四条	令第十二条第一項及び第二項
	前項各号	令第十四条
	準用不動産登記令第十六条第一項	同項各号
	企業価値担保権者	所有権の登記名義人（所有権に関する仮登記の登記名義人を含む。）
	企業価値担保権者	登記名義人
	関する登記又は企業価値担保権の順位の変更の登記	関する登記
	企業価値担保権設定者であって、当該企業価値担保権設定者が登記義務者となる企業価値担保権に関する	所有権の登記名義人であって、法第二十二条ただし書の規定により登記識別情報を提供することなく担保権（根抵当権及び根質権を除く。）の債務者に関する変更の登記又は更正の
	準用不動産登記法第二十一条本文	法第二十一条本文
	準用不動産登記令第十八条第一項	令第十八条第一項
	準用不動産登記令第十九条第一項	令第十九条第一項
	準用不動産登記令第十九条第二項	令第十九条第二項
	準用不動産登記令第十六条第五項	令第十六条第五項
	準用不動産登記令第十二条第一項	令第十二条第一項

第三十六条第四項	令第九条	準用不動産登記令第九条
第四十一条	令第十条	準用不動産登記令第十条
第四十二条、第六十五条第九項及び第六十八条第十項	令第十二条第一項及び第二項	準用不動産登記令第十二条第一項及び第二項
第四十三条第一項及び第二項	令第十四条	事業性融資の推進等に関する法律施行令第十六条第一項第一号、第三号及び第五号イ並びに準用不動産登記令第十四条
第四十三条第二項	同項各号	前項各号
第四十七条	令第十六条第一項	準用不動産登記令第十六条第一項
第四十七条第三号イ	所有権の登記名義人（所有権に関する仮登記の登記名義人を含む。）	企業価値担保権者
第四十七条第三号イ(1)及び第六十五条第一項	登記名義人	企業価値担保権者
第四十七条第三号イ(1)	関する登記	関する登記又は企業価値担保権の順位の変更の登記
第四十七条第三号ロ	所有権の登記名義人であって、法第二十二条ただし書の規定により登記識別情報を提供することなく担保権（根抵当権及び根質権を除く。）の債務者に関する変更の登記又は更正の	企業価値担保権設定者であって、当該企業価値担保権設定者が登記義務者となる企業価値担保権に関する
第四十七条第三号ホ、第六十三条第二項及び第六十四条第一項（第四号を除く。）	法第二十一条本文	準用不動産登記法第二十一条本文
第四十九条第一項	令第十八条第一項	準用不動産登記令第十八条第一項
第五十条第一項	令第十九条第一項	準用不動産登記令第十九条第一項
第五十条第二項	令第十九条第二項	準用不動産登記令第十九条第二項
第五十一条第七項及び第八項	令第十六条第五項	準用不動産登記令第十六条第五項
第五十一条第七項	令第十二条第一項	準用不動産登記令第十二条第一項